

行政文書不開示決定通知書

宮原 めぐみ 様

国立感染症研究所長



令和3年4月27日付けの行政文書の開示請求（開第3号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

COVID19（新型コロナウイルス感染症）について病原体と感染症との関係性が認められると判断できる

- ・ 詳細な臨床疫学的な情報を示す文書
- ・ 近縁のウイルスによる感染症であるSARSとMARSの知見の蓄積を示す文書

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

* 担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111